

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
1 生活支援		
(1) 相談支援体制の充実		
1 ○ 障がい者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、郡部における地域生活支援センターの設置を町に働きかけます。	障がい福祉課（生活）	県内全市町村において地域生活支援センターを設置済。 ○設置済み：19市町村
2 ○ 相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、福祉事務所、精神科病院等関係機関との連携を図り、障がい者及びその家族等が身近な地域で専門的な相談を受けることができる体制を整えます。	障がい福祉課（生活、精神）	（精） 高次脳機能障がい者支援拠点機関（鳥取大学医学部附属病院）に相談支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障がいについて専門的な相談を受ける体制を整備した。 ○相談支援コーディネーター 1名（精神保健福祉士） ○H27相談件数 527件 （生） 身体・知的障害者相談員研修を実施するなど質の向上を図っている。また地域生活支援事業補助金（基幹相談支援センター機能強化事業）により県はその経費の4分の1を助成し市町村の体制整備を後押し。 ○身体障害者相談員研修 受講57人 ○知的障害者相談員研修 受講31人 ○基幹相談支援センター設置 2/4圏域
3 ○ 障がい者一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援専門員の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、市町村と連携し、相談支援事業所数を増やし、障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用できる環境を整備します。	障がい福祉課（生活）	地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）により相談支援専門員の数を増やしつつ、フォローアップ研修や現任研修などで資質向上を図ることにより、計画相談支援を利用できる環境を整えた。 ○相談支援専門員初任者研修 受講170人 ○相談支援専門員現任研修 受講18人 ○相談支援専門員フォローアップ研修 受講19人
4 ○ 判断能力が十分でない障がい者が福祉サービス等を適切に利用し、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用を進めるため、各圏域に設置している成年後見支援センターへの支援を行います。	福祉保健課	鳥取県成年後見支援センター運営支援事業により東中西の成年後見支援センターに支援を行った。（H27実績：9,000千円＝3,000千円×3センター）
5 ○ 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援等を実施するとともに、市町村の早期発見の取組や、関係機関との連携・協力を図りながら、発達障がい者支援体制を充実させ、個々のライフステージに応じた支援体制を構築します。	子ども発達支援課	地域の相談体制の整備を中心とし、発達障がい児者が豊かな地域生活を送ることを目的として、『エール』発達障がい者支援センターで次の事業を実施 ○相談支援（本人・家族・関係機関等へ助言）・・・2003件 ○普及啓発・研修・・・271件 ○関係機関との連携・・・60件 ○職員の研修派遣・・・46件
6 ○ 高次脳機能障がいについて、支援拠点機関（鳥取大学医学部附属病院）に配置している相談支援コーディネーターを中心に、相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障がいに関する情報発信の充実を図ります。	障がい福祉課（精神）	高次脳機能障がい者支援拠点機関（鳥取大学医学部附属病院）に相談支援コーディネーターを配置し、相談対応や関係機関との連携に取り組んでいる。また、高次脳機能障がいに係る研修会の実施、会議等への参加を通して、高次脳機能障がいに関する情報を発信している。 ○相談支援コーディネーター 1名（精神保健福祉士） ○H27相談件数 527件 ※H28年度より、拠点は医療法人十字会野島病院に移転
7 ○ てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を図ります。併せて、鳥取大学医学部を中心としたてんかん診療ネットワークの構築を目指します。	障がい福祉課（精神）	（社）日本てんかん協会鳥取県支部が実施する出前講座、啓発セミナー、人材育成研修に係る取組を支援した。 ○出前講座：H27 13回開催（参加者数延べ399名） ○啓発セミナー：H27 2回開催（参加者数延べ322名） ○人材育成研修：H27 7回開催（参加者数延べ71名）、親の会を毎月1回開催 鳥取大学医学部附属病院に「てんかん診療拠点機関」を設置し、てんかんの地域診療連携体制の整備を行った。 ○専門的な相談対応を行うため、てんかん診療支援コーディネーターを配置。 ○県内でてんかん診療を行っている医療機関と診療内容について一覧表を作成し、県のホームページで公開した。 ○てんかん診療における最近の話題や地域連携体制構築に向けた取組を紹介する研修会2回開催した。 参加者数：46名（医師、医療関係者等）
8 ○ 難病について、鳥取県難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院）において、難病患者からの各種相談に応じるとともに、難病患者団体設立時の支援等を行います。	健康政策課	難病相談・支援センターにおいて難病患者団体の設立支援、運営に関する相談等を行った。

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
9 ○ 家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その家族を支援するとともに、障がい者同士が行う援助として有効な当事者による相談活動（ピアカウンセリング）の更なる拡充を図ります。	障がい福祉課（精神・生活）	<p>（精） 精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援した。 ○精神障がい（者）福祉研修会 参加者数 75名 ○三者（当事者、家族、関係者）合同研修会 335名 ○精神障がい者家族相談ダイヤル 毎月第1・3木曜日に実施 ○啓発リーフレット等の作成及び配布</p> <p>高次脳機能障害者家族会が実施する相談事業及び啓発事業の取組を支援した。 ○相談事業：家族や当事者からの相談対応・H27相談件数：310件 ○啓発事業：家族会定例会の開催、研修会の開催、講演発表等</p> <p>東部福祉保健事務所において、精神科医等による定例相談会及び家族教室を毎月1回開催した。 （参加人数：定例相談会計6名、家族教室計78名）</p> <p>（社）日本てんかん協会鳥取県支部が実施する出前講座、啓発セミナー、人材育成研修に係る取組を支援した。 ○出前講座：H27 13回開催（参加者数延べ399名） ○啓発セミナー：H27 2回開催（参加者数延べ322名） ○人材育成研修：H27 7回開催（参加者数延べ71名）、親の会を毎月1回開催</p> <p>（生） 地域生活支援事業補助金（ピアカウンセリング事業）により県はその経費の4分の1を助成し市町村の体制整備を後押し。 ○実施：2市町村 →地域生活支援事業の細事業（自発的活動支援事業）で、ピアサポート形式で事業実施している市町村</p>
10 ○ 障がいのサービスや制度等をまとめた冊子「より暮らしのために」を活用し、現在サービスを受けていない方を含めより多くの方に、わかりやすく周知を図るとともに、市町村に対しても、積極的な情報発信を促すよう努めます。	障がい福祉課（生活）	<p>「より良い暮らしのために」を公共機関、銀行、病院等に配架し、積極的に情報発信を行うとともに、市町村に対しても実地調査の機会等を通じて積極的な情報発信を依頼した。 ○より良い暮らしのために 配架依頼数1, 191箇所</p>
(2) 在宅サービス等の充実		
11 ○ 個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の充実を図るとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの充実を図ります。	障がい福祉課（サービス）	<p>鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 平成27年度施設整備費 ・共同生活援助事業所 2件 ・多機能型事業所（生活介護・就労継続支援B型） 1件 平成27年度補正による交付決定している施設数 ・共同生活援助事業所 3件 ・多機能型事業所（生活介護・放課後等デイ） 1件</p>
12 ○ 常時介護を必要とする障がい者が地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、医療型・福祉型ショートステイ、グループホーム、生活介護など在宅サービスの充実を図るため、必要な支援を行います。	障がい福祉課（サービス） 子ども発達支援課	<p>（サ） 重度障がい児者支援事業 ・重度障がい児者日中支援事業 25,349千円の補助（市町村間接補助） ・夜間生活支援員配置事業 2事業所 4,393千円の補助（市町村間接補助） ・重度障がい児者利用施設基盤整備事業 2事業所 7,850千円の補助</p> <p>（子発） ○障がい児者在宅生活支援事業（重症心身障がい児者等受入事業所看護師等配置助成事業） ・H27年度実績：放課後等デイサービス事業所…4事業所 生活介護事業所…1事業所</p>
13 ○ 障がい者が自立した生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の向上のために必要なリハビリテーションや訓練の支援の充実を図ります。	障がい福祉課（サービス）	<p>障がい者福祉従業者等研修事業 H27受講者数 サービス管理責任者研修 119名 障がい福祉サービス従業者研修 43名 障がい福祉サービス従業者研修分野別基礎研修 186名</p>
14 ○ 視覚障がい者、聴覚障がい者、音声機能障がい者等に対して、日常生活に必要なトレーニング・指導等を行い、これらの方の生活の質向上や社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課（情報AC）	<p>地域生活支援事業（生活訓練事業）のうち、「視覚障がい者生活訓練事業」及び「中途失明者生活訓練事業」において、視覚障がいのある方に対して日常生活に必要な訓練等を実施した。 また、「視覚障がい者生活訓練等指導者育成事業」において、視覚障がいのある方に生活訓練を実施する指導者（1名）の育成を行った。</p>
15 ○ 福祉サービスによる移動支援利用が必要な障がい者が利用できる居宅介護等事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を増やすため、居宅介護等の業務の従事者養成研修を実施し、対応できる人材の育成を図ります。	障がい福祉課（サービス）	<p>障がい者福祉従業者等研修事業 H27受講者数 サービス提供責任者研修 26名 同行援護従業者養成研修（一般課程） 48名 同行援護従業者養成研修（応用課程） 21名 行動援護従業者養成研修 60名 障がい福祉サービス従業者研修 43名 障がい福祉サービス従業者研修分野別基礎研修 186名</p>
16 ○ 地域生活支援事業費補助金の財源確保について、国に対する政策提案を継続的に行います。	障がい福祉課（生活）	<p>平成27年7月13日に国に政策提案を行ったところであるが、地域生活支援事業費補助金は所要額の約65%（H27実績）に留まっていることから、その財源確保について今後も政策提案を行っていく予定。</p>

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
17 ○ 障害者支援施設について、小規模化と街中への配置を進め、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホームの整備を支援し、入所者の地域生活への移行を進めます。	障がい福祉課（サービス）	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金（再掲、GHのみ記載） 平成27年度施設整備数 ・ 共同生活援助事業所 2件 平成27年度補正による交付決定している施設数 ・ 共同生活援助事業所 3件 鳥取県型グループホーム設置推進事業 平成27年度実績 5事業所
18 ○ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなど）を地域に整備し、これらの機能の集約化や地域において機能を分担して担うなどの環境の整備を図ります。	障がい福祉課（生活）	障害者総合支援法の見直し報告書において「モデル事業の成果も踏まえつつ、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされていることから、必要に応じて、国から今後示されるとされると思われる推進策を注視していく。
19 ○ 知的障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者などが入居可能なグループホームの整備を図ります。	障がい福祉課（サービス）	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金（再掲、GHのみ記載） 平成27年度施設整備数 ・ 共同生活援助事業所 2件 平成27年度補正による交付決定している施設数 ・ 共同生活援助事業所 3件
20 ○ 認知症の方の中には、幻覚、妄想、不安、うつ状態等精神症状を呈する方もいることから、認知症サポーターの養成を推進し、地域の中で、高齢障がい者を見守る体制を整えます。	長寿社会課	「認知症サポートプロジェクト事業」の中の「認知症サポーター数拡大に向けた事業」で認知症サポーター養成講座を開催し、県内の企業・団体や住民に対し、認知症に対する知識の普及・啓発を行った。 ・ 「認知症サポーター養成講座」開催回数 49回 ・ 「認知症サポーター」養成人数 2461名
(3) 障がい児支援の充実		
21 ○ 障がい児のライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の確立（横の連携）を進めます。	子ども発達支援課	○鳥取県重症心身障がい児・者関係機関会議（鳥取大学主導） ・ 全県の医療、療育、行政関係者により県内現状及び地域支援について会議を開催。（開催日：H27.10.20）
22 ○ 児童発達支援センターによる地域支援の充実を図ります。	子ども発達支援課	○事業発達支援センター利用料軽減事業 ・ 児童発達支援センターを利用している第2子以降の児童に係る利用料の減免を行った。（対象：58名） ・ H27年度制度改正：H27.9から、第3子以降の利用料が全額減免となるよう制度改正を行った。
23 ○ 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおける障がいのある子どもへの担当職員の配置の促進など、市町村や施設と連携して、乳幼児期から小学校就学期までの支援体制の充実を進めます。	子育て応援課	①保育サービス多様化促進事業（対象：保育所等）、②特別支援教育研究推進事業（対象：幼稚園等）、③放課後児童健全育成事業（対象：放課後児童クラブ）により、障がいのある子どもへの担当職員の加配を行った。 <H27配置実績> ①18市町村、136施設、②21施設③12市町村、97クラブ
24 ○ 乳幼児期、小学校就学前、学齢期、卒業後のライフステージごとの支援を行うほか、保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、教育委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携を深めます。	子ども発達支援課	○乳幼児健康診断（1歳6ヶ月、3歳、5歳）（市町村事業） ・ 保健師による相談指導 ・ 福祉保健専門機関・医療機関との連携 ○特別な支援を必要とする子どもたちの明日を語る会 ・ H27.11月開催（東・中・西部） ・ 保護者、行政、教育委員会、学校、相談支援事業所、放課後等デイサービス等関係者参加
25 ○ ペアレントメンターの活用、ペアレントトレーニングの推進など家族支援の充実を図ります。	子ども発達支援課	○ペアレントメンター（信頼のおける相談相手となる先輩保護者で養成講座を受けた者）を養成した・・・新たに12名養成し、現在77名が登録（東部31名、中部25名、西部21名） ○ペアレントメンターの活動延べ人数は765名 ・ 来所相談35件 ・ 訪問相談205件 ・ 電話相談41件 ・ 保護者勉強会等295件 ・ 理解・啓発75件 ・ ペアレントトレーニングへの協力 など ○保護者向けのペアレント・トレーニング（保護者を対象に子どもの養育技術を習得させる訓練）の研修を実施。県立施設、児童発達支援センターの職員14名が研修を受けた。
26 ○ 障がい児や同じ病気を持つ子同士の親の会、関係団体等の一覧を積極的かつわかりやすく情報提供します。	子ども発達支援課	○障害福祉課のホームページに掲載 ○子育て応援ガイドブックに掲載 ○よりよい暮らしに掲載
(4) サービスの質の向上等		
27 ○ 障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者、相談支援専門員等の人材養成を行います。	障がい福祉課（サービス）	障がい者福祉従業者等研修事業 H27受講者数 サービス管理責任者研修 119名 相談支援従事者研修（初任者研修） 56名 相談支援従事者研修（現任研修） 18名 相談支援従事者研修（専門コース研修） 24名 相談支援従事者研修（フォローアップ研修） 19名

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
28 ○ 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進、第三者評価の実施及び結果公表の促進等に努めます。	福祉監査指導課、障がい福祉課（サービス）	障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス事業所等の指導監査を計画的に実施。H27実施事業所数 128 障害者総合支援法の改正（H30.4.1施行）により、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を目的として、都道府県が事業所の事業内容等の情報を公表する制度が設けられることになっている。 また、H28当初予算に「障がい福祉サービス質の向上支援事業」（※）を計上しており、今後、制度を設ける予定。 ※強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者の処遇に係る個別具体的な課題を解決するため実施する支援方法・技術の向上（サービスの質の向上）に係る取り組み（事例検討会、研修会等の開催等）に必要な費用の一部を助成
29 ○ 強度行動障がい、重症心身障がいなど専門性が求められるケースに対応するため、必要な研修を実施します。また、困難ケースへの対応など支援が難しいケースについてスーパーバイザーを派遣する仕組みを構築します。	障がい福祉課（サービス）子ども発達支援課	（サ） 障がい者福祉従業者等研修事業 H27受講者数 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修） 38名 強度行動障がい支援者養成研修（実践研修） 14名 強度行動障がい支援者養成研修（専門研修） 21名 また、H28当初予算に「障がい福祉サービス質の向上支援事業」（※）を計上しており、今後、制度を設ける予定。 ※強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者の処遇に係る個別具体的な課題を解決するため実施する支援方法・技術の向上（サービスの質の向上）に係る取り組み（事例検討会、研修会等の開催等）に必要な費用の一部を助成 （子発） ・仕組みの構築について検討中。
30 ○ 障害福祉サービスの提供に当たっては、県による市町村への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差の解消を図ります。	障がい福祉課（生活、サービス）	（生） 地域生活支援事業により県はその経費の4分の1を助成し市町村の体制整備を後押ししている。 （サ） 社会福祉施設等施設整備費補助金により、障がい福祉サービス事業所の創設等に補助を行い、圏域ごとに不足しているサービスを優先して施設整備補助を行った。 サービス事業所の質については、全県の事業所を対象とした従業者研修を実施することにより、サービスの質の向上を図った。また、各総合事務所福祉保健局等の実施する実地指導等を通じて、サービス事業所が行う支援の質が向上するよう指導した。
31 ○ 障害福祉サービスと医療、地域など関係者間の連携を深め、障がい者が地域で暮らしていくためのネットワークを構築します。	障がい福祉課（生活）	障がい者が地域で暮らしていくためのネットワークの一つとして各圏域等に自立支援協議会が設置されているところ。 ○設置：鳥取市、東部4町、中部圏域、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、西部圏域
32 ○ 鳥取県独自の事業所認定制度を設け、質の高いサービスを提供する障害福祉サービス事業所を認定するなど、質の高い事業所を推奨する仕組みを検討します。	障がい福祉課（サービス）	障害者総合支援法の改正（H30.4.1施行）により、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を目的として、都道府県が事業所の事業内容等の情報を公表する制度が設けられることになっている。 また、H28当初予算に「障がい福祉サービス質の向上支援事業」（※）を計上しており、今後、制度を設ける予定。 ※強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者の処遇に係る個別具体的な課題を解決するため実施する支援方法・技術の向上（サービスの質の向上）に係る取り組み（事例検討会、研修会等の開催等）に必要な費用の一部を助成
(5) 人材の育成・確保		
33 ○ 社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職に関する奨学金制度を実施します。また、障がい特性を理解した支援員を養成します。	長寿社会課 障がい福祉課（サービス）	【介護福祉士等修学資金貸付事業】 ○新規貸付実績 ・貸付決定人数：介護福祉士養成 33名 ・貸付額： 24,650千円 ○継続貸付実績（H26年度新規貸付者に対するH27年度継続貸付分） ・貸付人数： 17人 ・貸付額： 13,300千円 障がい者福祉従業者等研修事業 H27受講者数 同行援護従業者養成研修（一般課程） 48名 同行援護従業者養成研修（応用課程） 21名 行動援護従業者養成研修 60名 障がい福祉サービス従業者研修 43名 障がい福祉サービス従業者研修分野別基礎研修 186名 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修） 38名 強度行動障がい支援者養成研修（実践研修） 14名 強度行動障がい支援者養成研修（専門研修） 21名 相談支援従事者研修（初任者研修） 56名 相談支援従事者研修（現任研修） 18名 相談支援従事者研修（専門コース研修） 24名 相談支援従事者研修（フォローアップ研修） 19名 障がい者グループホーム世話人研修 153名 要介助高齢知的障がい者支援研修 52名 施設入所者地域移行支援研修 40名

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
34 ○ 強度行動障がいに対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束や行動制限などの虐待を引き起こす可能性があることから、必要な研修を行うとともにスーパーバイザーの派遣など必要な事業を実施します。 また、これらにより強度行動障がいの受入事業所等を増やし、家族等のレスパイトにもつなげます。	障がい福祉課（社会、サービス）	（社） 障がい者虐待防止等研修事業 H27参加者数 権利擁護センター・虐待防止センター職員等研修コース 85名 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応コース 91名 現場力を高めるスーパーバイザー派遣事業（視察・研修） 131名 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座（県民対象） 53名 ※H28予算でも計上しており、今後も継続して研修を行う予定。 （サ） 障がい者福祉従業者等研修事業 H27受講者数 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修） 38名 強度行動障がい支援者養成研修（実践研修） 14名 強度行動障がい支援者養成研修（専門研修） 21名 また、H28当初予算に「障がい福祉サービス質の向上支援事業」（※）を計上しており、今後、制度を設ける予定。 ※強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者の処遇に係る個別具体的な課題を解決するため実施する支援方法・技術の向上（サービスの質の向上）に係る取り組み（事例検討会、研修会等の開催等）に必要な費用の一部を助成
35 ○ 福祉人材センター等において、社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。	福祉保健課	鳥取県福祉人材センター運営事業により社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託して、無料職業紹介事業、説明会、講習会等を実施した。 H27実績：31,553千円（運営事業全体）、271件相談受付、説明会・講習会等26回開催（199人参加）
36 ○ 医療ケアが必要な障がい者の生活を支援するため、介護職員等による痰の吸引等の研修を実施し、痰の吸引等を行うことができる介護職員等の養成・確保を進めます。	障がい福祉課（サービス）	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業 H27実績 指導者養成 19名 認定特定行為業務従事者認定証発行 20名
37 ○ 発達障がいや医療ケアが必要な障がい児などに適切に対応するため、医療・福祉・教育の連携を進めるほか、福祉職に対する研修の実施、コーディネイト機能のあり方を検討します。	子ども発達支援課	○障がい児者事業所職員研修事業 ・ H27年度発達障がい児・者事業所職員研修を各圏域において実施。事業所職員を対象に「発達障がいの特性と理解」をテーマに基礎的な研修を実施した。（受講者321名） ・ H27年度重症心身障がい児・者事業所職員研修を各圏域において実施。事業所職員を対象に重症心身障がい児者についての理解・知識を深めることを目的に基礎的な研修を実施した。（受講者36名） ・ H28年度は上記2つの研修に加え、地域で生活を送る重症心身障がい児者を直接支援する人材（医師・看護師・療士・介護士等）の育成を目的に「重症心身障がい児者支援のための人材育成研修会事業」を実施する。
(6) 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成		
38 ○ 補装具等の福祉用具に関する情報提供を適宜行い、その普及を促進するとともに、市町村職員へ必要な情報提供を行い、補装具等の給付に係る市町村間の格差解消を図ります。	障がい福祉課（認定）	補装具費の支給事務に関する通知等があった場合は、適宜市町村等関係機関に通知しました。
39 ○ 身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬等）の育成支援を行います。	障がい福祉課（情報A C）	地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）のうち、「盲導犬育成事業」において、現在の盲導犬ユーザーに対し、予防接種に係る費用を助成した。（新規貸与と希望者無し）
2. 保健・医療		
(1) 保健・医療の充実等		
40 ○ 在宅で生活する障がい者が増加していることから、病院・診療所、訪問看護ステーション、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所、行政機関等とのネットワークづくりを進めます。	子ども発達支援課 障がい福祉課（精神）	（精） 各圏域ごとに、実務担当者（精神科病院ソーシャルワーカー、障がい福祉サービス事業所職員、市町村福祉担当職員等）会議を開催し、関係機関等とのネットワークづくりを進めた。 精神保健福祉センターにおいて、退院支援や訪問看護に従事する職員を対象とした地域移行に係る研修会を開催した。 参加者数 135名 （子発） ○NICUからの地域生活移行支援事業 ・ NICU等で治療が終了し、自宅移行に向けた児童及びその家族について訪問看護ステーションを活用し、支援を行った。（2事業所） ○日本財団共同プロジェクト「難病の子どもと家族の地域生活支援」 ・ 難病や医療的ケアが必要な児童やその家族を支援する体制作りについて視察、庁内会議、日本財団との協議を行い、H28年度の方向性を検討した。
41 ○ 障がい者が身近な地域に必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。	医療政策課	・ 2025年に向けて本県にふさわしい医療提供体制の構築を進めるための「鳥取県医療構想」の策定を開始し、地域の課題や対策を検討する「地域医療構想者調整会議」を各圏域で開催した。（東部：4回、中部：3回、西部：3回） ・ 平成28年9月を目的に「鳥取県地域医療構想」を策定予定。策定後は、地域医療介護総合確保基金などを活用して、病床の機能分化・連携（病床転換、医療連携など）、在宅医療の充実、医療人材確保のための各種の取組を進め、地域に必要な医療、リハビリを提供できる体制整備目指していく予定。

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
42 ○ 医療ケアが必要な重症心身障がい児者等の重度障がい者の在宅生活を支援するため、医療型ショートステイの確保や、重度障がい者を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を行います。	子ども発達支援課 障がい福祉課（サービス）	<p>（サ） 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金（再掲、短期入所併設GHのみ記載） 平成27年度施設整備数 ・共同生活援助事業所 2件 平成27年度補正による交付決定している施設数 ・共同生活援助事業所 3件 重度障がい児者支援事業（再掲、日中支援事業のみ） ・重度障がい児者日中支援事業 25,349千円の補助（市町村間接補助）</p> <p>（子発） ○重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 ・医療的ケアが必要な重度障がい児者が医療型ショートステイを利用するため、各圏域ごとに空床を1床確保し、さらに利用時のヘルパー派遣に係る費用を助成することで保護者の負担軽減を行った。 ○重度障がい児者地域生活促進・安心事業 ・重度障がい児者が利用するグループホーム等を活用した体験事業を実施する団体を助成することにより、地域移行の推進等を図った。 ・重度障がい者及びその家族が身近に相談できるための相談員を配置した。（東・中・西）</p>
43 ○ 総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等において、在宅復帰に向けた訓練やリハビリテーション等を行います。また、障がい者に対するリハビリテーションを行う事業所に対する支援を行います。	子ども発達支援課	<p>○総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等において、在宅復帰に向けた訓練やリハビリテーション等を実施。 ○重度障がい児者地域リハビリテーション促進モデル事業 ・重度障がい児者が日中利用する生活介護事業所などに、医療機関の理学療法士等の専門職員を派遣し、事業所職員に対し、重度障がい児者への関わりについて指導・助言を行った。</p>
44 ○ 鳥取県歯科医師会と連携し、障がい者の歯科診療等を身近な場所で実施できるよう人材養成に努めます。	障がい福祉課（生活）	<p>○県歯科医師会へ障がい者等歯科医療技術者養成事業を委託して人材養成を行っている。 ○受講者40人</p>
45 ○ 人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障がいに対する継続的な医療が必要な障がい者に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供の充実に努めます。	障がい福祉課（認定）	<p>障がいのある方の障がいの軽減・除去や機能回復のための医療費助成制度として自立支援医療制度があり、制度の運用及び周知に努めました。</p>
(2) 精神保健・医療の提供等		
46 ○ 精神保健福祉センターの研修会等の開催を通して、精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、精神保健相談等により精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。	障がい福祉課（精神）	<p>精神保健福祉普及事業において、精神疾患（統合失調症等）について理解を深めるため、「心の健康フォーラム」を開催した。 ○参加者 約200名</p> <p>自死対策研修会、就労支援関係者研修会、精神科訪問看護管理者・従事者研修会等で、精神疾患に関する正しい知識の普及を実施した。</p> <p>福祉保健局等並びに精神保健福祉センターにおいて、相談（面談、電話）、家庭訪問を実施した。 ○面接相談 4,528件 ○電話相談 5,200件 ○家庭訪問 538件 ※福祉保健局等並びに精神保健福祉センターの合計数</p>
47 ○ 東部福祉保健事務所及び中・西部福祉保健局（以下「福祉保健局等」という。）並びに精神保健福祉センターにおいて、精神科医及び保健師等による相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障がい者を支援します。	障がい福祉課（精神）	<p>福祉保健局等並びに精神保健福祉センターにおいて、相談（面談、電話）、家庭訪問を実施した。 ○面接相談 4,528件 ○電話相談 5,200件 ○家庭訪問 538件 ※福祉保健局等並びに精神保健福祉センターの合計数</p>
48 ○ 県民等に対する正しい知識の普及を図るとともに、偏見・差別や過剰な不安を除去する教育・啓発の取組を推進します。	障がい福祉課（精神）	<p>精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援した。 ○精神障がい（者）福祉研修会 参加者数 75名 ○三者（当事者、家族、関係者）合同研修会 335名 ○精神障がい者家族相談ダイヤル 毎月第1・3木曜日に実施</p> <p>精神保健福祉普及事業において、精神疾患（統合失調症等）について理解を深めるため、「心の健康フォーラム」を開催した。 ○参加者 約200名</p> <p>精神保健福祉普及事業において、精神疾患について理解を深めるため、西部福祉保健局において「心の健康まつり」を開催した。 ○参加者 約235名</p> <p>県民に対し、アルコール健康障害について正しい知識の普及啓発のため、「アルコール健康障害を考えるフォーラム」を開催した。 ○実施内容：医師による講演、体験談発表、著名人とのトークショー ○参加者 約230名</p> <p>「鳥取アディクション連絡会」（※）が実施する、県民に対する依存症への普及啓発フォーラムについて、補助を行い、開催を支援した。 （※）：アルコール、薬物等複数の依存症当事者グループが集まった団体 ○アディクションを語る集い2015 参加者数 約70名 ○アディクションフォーラムin鳥取 参加者数 約250名</p>

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
49 ○ 高次脳機能障がい者の支援拠点機関である鳥取大学医学部附属病院において、専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行います。また、高次脳機能障害者家族会に対する支援や市町村や相談支援事業所に対する研修会を開催するなど、高次脳機能障がい者の支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課（精神）	高次脳機能障がい者支援拠点機関（鳥取大学医学部附属病院）に相談支援コーディネーターを配置し、相談対応、研修会開催、関係機関との連携を図り、高次脳機能障がいの支援体制の充実を図っている。 ○相談支援コーディネーター 1名（精神保健福祉士） ○H27相談件数 527件 ○研修会（年2回開催） 参加者数 約373名 ※H28年度より、拠点は医療法人十字会野島病院に移転
50 ○ 精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等の研修会を開催するとともに、関係団体による各種研修会の開催の積極的な取組について働きかけます。	障がい福祉課（精神）	みんなで支えあう地域づくり事業（地域自死対策強化事業）において、鳥取県医師会に委託し、「アルコール依存症」をテーマに精神科医療等関係者等研修（心の医療フォーラム）を開催した。 ○各圏域で1回開催、参加者数計123名
51 ○ 自死を防ぐため、自死予防の県民運動の推進、自死予防の普及啓発、相談窓口の整備、かかりつけ医と精神科医の連携、自死遺族へのケア等総合的な対策を講じます。	健康政策課	リーフレット、チラシ等の配布や、関係機関と連携した会議の開催など、総合的な自死対策を行った。 ・かかりつけ医と精神科医との連携会議 2回 ・自死遺族支援 家族の集い 12回 ・キャンペーン（パネル展、街頭キャンペーン等） 37回
52 ○ 精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）を進め、以下の取組を通じて、精神障がい者が地域で生活できる体制を整備します。 ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に対応できるように、精神科救急医療体制の整備を行います。 ・ 精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。 ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実を図ります。 ・ 警察や矯正施設等から通報された自傷他害の恐れのある者として通報された精神障がい者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につなぐとともに、入院後は、医療機関と福祉保健局等が連携を図りながら、早期退院を進めます。 ・ 精神科病院の専門職員や市町村職員等向けの地域移行に関する研修会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携を深めます。	障がい福祉課（精神）	精神科救急医療体制整備事業により、各圏域毎に、365日24時間対応できるよう休日・夜間に係る精神科救急医療体制の整備を行っている。 ※県内7病院を精神科救急医療施設として指定。 精神医療審査会において、入院患者の人権保護の観点から適正に審査を実施した。また、推定される入院期間の確認を徹底し、1年以上とされている者については、その具体的な理由等を医療機関に照会した。 警察や矯正施設等からの通報に対し、適切な医療機関につなぐとともに、入院後も医療機関と連携を図りながら早期退院に繋がるよう努めた。 ○H27年度措置入院患者数について ※右表 各圏域ごとに、実務担当者（精神科病院ソーシャルワーカー、障がい福祉サービス事業所職員、市町村福祉担当職員等）会議を開催し、関係機関等とのネットワークづくりを進めた。 精神保健福祉センターにおいて、退院支援や訪問看護に従事する職員を対象とした地域移行に係る研修会を開催した。 参加者数 135名
53 ○ 精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の取組を推進します。	障がい福祉課（精神）	精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組を支援した。 ○精神障がい（者）福祉研修会 参加者数 75名 ○三者（当事者、家族、関係者）合同研修会 335名 ○精神障がい者家族相談ダイヤル 毎月第1・3木曜日に実施 ○啓発リーフレット等の作成及び配布
54 ○ 市町村、福祉保健局等、精神保健福祉センター等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を実施します。	健康政策課	県民の心の健康の保持増進と精神障害者の社会復帰、社会参加促進のために、相談事業等を行った。 【精神保健福祉相談の受付状況】 ・ 所内相談 4,155件 ・ 所外相談 97件 ・ 電話相談 2,739件 ・ 出前講座 52回 ・ ゲートキーパー養成研修 77回 ・ 健康教育 106回
55 ○ 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、危険ドラッグの製造・販売・所持・使用等の防止を図ります。	医療指導課	・ 危険ドラッグ情報収集事業委託 危険薬物に該当する疑いのある製品情報を入手するため、ソーシャルデータの収集・分析を業者に委託した。 ・ 危険ドラッグ専門員を配置し、店舗等への訪問調査・注意喚起・講演等の啓発活動を行った。 ・ 知事指定薬物として、26物質を指定した。 ・ 知事指定候補薬物として、55製品を指定した。 ・ インターネット広告事業 鳥取県内をターゲットにして、インターネット上に啓発広告を掲載した。 （第1期：7月下旬～8月下旬、第2期：12月下旬～1月下旬、第3期：2月下旬～3月下旬） ・ 若者向けマンガ啓発リーフレットの作成 危険ドラッグは、若者間で乱用が広がっているため、若年層をターゲットにしたマンガ形式の啓発リーフレットを作成し、配布した。
56 ○ 依存症について、精神科医等による定例相談会の開催、家族教室の開催、ピアカウンセリング等を実施するとともに、市町村、相談支援事業所等を対象とするアルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催するなど、依存症対策の効果的な実施を進めます。	障がい福祉課（精神）	・ 東部福祉保健事務所において、精神科医等による定例相談会及び家族教室を毎月1回開催した。 （参加人数：定例相談会計6名、家族教室計78名） ・ 西部福祉保健局、中部福祉保健局において、市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会（事例検討会）を開催した。 参加者数 53名

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
57 ○ アルコール・薬物等による健康被害の正しい普及啓発活動を実施し、依存症の予防を進めるとともに、薬物依存症リハビリ施設に対する支援を行い、薬物依存症者の社会復帰の促進を図ります。	障がい福祉課（精神）	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取アディクション連絡会」（※）が実施する、県民に対する依存症への普及啓発フォーラムについて、補助を行い、開催を支援した。 （※）：アルコール、薬物等複数の依存症当事者グループが集まった団体 ○アディクションを語る集い2015 参加者数 約70名 ○アディクションフォーラムin鳥取 参加者数 約250名 ・薬物依存症リハビリ施設（鳥取タルク）に対し、その活動に要する運営費の一部を助成し、薬物依存症者社会復帰の促進を図った。
58 ○ アルコール健康障害対策基本法の施行に伴い、法の県民への周知を行うほか、鳥取県アルコール健康障害対策会議の議論を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づく施策を着実に実施します。	障がい福祉課（精神）	<p>アルコール健康障害対策基本法第14条に基づき、「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」を策定した。</p> <p>※H28年度から計画に基づく取組を開始。</p> <p>県民に対し、アルコール健康障害について正しい知識の普及啓発のため、「アルコール健康障害を考えるフォーラム」を開催した。</p> <p>○実施内容：医師による講演、体験談発表、著名人とのトークショー</p> <p>○参加者 約230名</p>
(3) 人材の育成・確保		
59 ○ 看護師等の学校・養成所の教育の充実に向け、看護教員・実習指導者の養成、教員研修等教育の充実を図り、資質の向上に努めます。	医療政策課	看護教育の室の向上のため、看護教員養成に係る経費を助成した（1施設1名受講） また、看護基礎教育の質の向上のため、実習指導者養成に係る経費を助成した。（28施設42名受講）
60 ○ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。	医療政策課	<p><平成27年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリスタッフの県内就業を図ることを目的とした「理学療法士等修学資金」を理学療法士等養成施設の就学生279人に貸し付けた。 ・県内で従事している理学療法士、作業療法士等を対象とした「訪問リハビリテーション実務者研修会・在宅リハビリテーション研修会」を開催し、リハビリスタッフの資質向上を図った。（平成28年3月開催。参加者数：100名。） <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の理学療法士等修学資金の貸付け予定：311人（平成27年度以前からの継続貸付者：211人、平成28年度の新規貸付予定者：100人） ・平成28年度訪問リハビリテーション研修会の開催（1回）
61 ○ うつ病等の精神疾患の早期発見・治療・支援等につなげるため、かかりつけ医や医療従事者に対する研修を実施します。	健康政策課	自死を未然に防止するため、関係機関と連携し、総合的かつ効果的な自死対策を推進しました。 ・精神科医療関係者等研修 受講123人 ・うつ病対応力向上研修 5回 修了者42名
62 ○ 地域において健康相談等を行う福祉保健局等・市町村の担当職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業者間の連携を図ります。	医療政策課	<p><平成27年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健師現任教育を充実するため、教育を推進する者（育成統括者、初任者保健師教育サポーター等）の配置を推進し、県（各福祉保健局）及び全市町村に配置された。 ○それぞれの保健師自身が成長し続けるためのガイド、また指導者の手引きともなる保健師現任教育ガイドラインを作成すると共にガイドラインに沿った階層別研修、圏域別研修を実施した。 <p><階層別研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人保健師研修：1回開催、12人参加 ・初任者保健師研修：2回開催、47人（延）参加 ・中堅者保健師研修：3回開催、65人（延）参加 ・管理者保健師研修：2回開催、35人（延）参加 ・教育担当者研修：1回開催、27人参加 ・サポーター研修：1回開催、13人参加 <p><圏域別研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部福祉保健事務所：2回開催、65人参加 ・中部福祉保健局：12回開催、164人参加 ・西部福祉保健局：5回開催、125人参加 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現任教育推進者の配置を継続するとともに、配置された現任教育推進者がそれぞれの役割を認識し所属内で機能を発揮できるように研修会や圏域における現任教育会議等で働きかける。 ・各保健師の資質向上に向けた研修を継続実施する予定。
(4) 難病に関する施策の推進		
63 ○ 障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障害福祉サービスが利用できるようになったことについて周知・広報に努めます。	健康政策課 障がい福祉課（生活）	<p>（健政）</p> <p>平成27年7月に県内各医療機関へ通知し、医師意見書の記載手続き等円滑に行えるよう依頼した。</p> <p>（障）</p> <p>「より良い暮らしのために」を公共機関、銀行、病院等に配架し、積極的に情報発信を行いました。</p> <p>○より良い暮らしのために 配架依頼数1,191箇所</p>
64 ○ 難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院）を設置し、難病患者からの各種相談に応じるとともに、県内の人工呼吸器等装着患者宅への定期的な訪問や、電話等での現況確認等で継続的な支援を行います。	健康政策課	難病相談・支援センター及び難病医療連絡協議会（鳥取大学医学部附属病院に委託）が難病患者からの相談に応じたほか、重症難病患者等には定期的な訪問を行った。
65 ○ 難病患者の交流推進と最新の難病支援に関する情報提供を目的とする家族の集いの開催や患者団体の支援を行います。	健康政策課	難病相談・支援センターにおいて、難病患者の交流会開催や患者団体の運営支援を行ったほか、各福祉保健局において難病患者の相談会を開催した。

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
66 ○ 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めるとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、難病患者医療法に基づく医療費助成を適切に運用します。	健康政策課	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病患者に対して医療費を助成。（27年度末 4,688人）
(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療		
67 ○ 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病・障がいの早期発見及び治療、早期療養を図ります。	子育て応援課 医療政策課	<p>（医療政策課）</p> <p><平成27年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター（鳥取大学医学部附属病院）に対し、ハイリスク妊娠患者の搬送を調整するためのコーディネーター（1名、調整件数：91件）及び周産期の医療スタッフの負担軽減のための臨床心理士等の配置（3名）を支援した。 ・地域周産期母子医療センター（県立中央病院）に対し、周産期医療活動が円滑に行われるための運営費を支援した。 ・県内の周産期医療に従事するスタッフの処遇改善のため、分娩件数に応じて支払われる手当、分娩のために待機する職員に対して支払われる手当などを支援した。 ・#8000の継続実施（平成27年度相談件数：3,807件）、小児救急医療ハンドブックの作成、配布（平成27年度の作成部数：2,000冊、配布先：県内医療機関・市町村等49箇所（配布部数：11,600冊））、小児救急に係る輪番制への支援等より、小児救急医療体制の確保を図った。 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度も引き続き総合周産期母子医療センターの搬送コーディネーター（1名）及び臨床心理士（1名）の設置の支援、地域周産期母子医療センターの運営費の支援、処遇改善のための各種手当の支給への支援を行う。 ・小児救急について、平成28年度もハンドブックの配布、小児救急の輪番制への支援等を引き続き継続するとともに、#8000を24時間対応に事業拡充する。 <p>（子育て応援課）</p> <p>妊婦健診、乳幼児健診が県内同一水準で取組まれ、なおかつ健診の質が保たれるよう健診内容、単価の広域調整を行った。</p> <p>また、医師、保健師、看護師等乳幼児の健診に関与する者に対し、発育段階に応じた身体所見の解説、異常所見の早期発見の視点について専門医による講習会を開催（年2回）</p>
68 ○ 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組めます。	健康政策課	<p>鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度（H27 147人）</p> <p>糖尿病推進会議の開催、かかりつけ医を対象とした糖尿病研修会を開催した（医師会委託）</p>
69 ○ 障がいの原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。	医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中、急性心筋梗塞などへの高度急性期医療の提供体制を実現するための県立中央病院の新病棟の建設を進める（平成30年度オープン予定）。 ・早期医療介入による救命率の向上、後遺症の軽減等を図るため、鳥取県単独のドクターヘリを導入する（平成29年度末までの運航開始を目標）。 ・平成28年度策定予定の「鳥取県地域医療構想」に基づき、高度急性期医療から在宅医療等に至るまで医療連携体制の構築を進める。
70 ○ 在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職種連携が不可欠とされるため、在宅医療連携拠点の確立と在宅医療を支える医療体制を推進します。	医療政策課	<p><平成27年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区医師会を事業主体とする各圏域の在宅医療の連携拠点活動を支援した（県内3箇所）。 ・訪問看護師の育成・確保、訪問看護ステーションのサテライトの設置支援など、県内の訪問看護の提供体制の充実を進めた。 ※訪問看護の同行訪問の支援：11機関（対象：14名） ※訪問看護職員養成講習会に看護師を参加させる施設への助成：10機関（研修者：17人） ※訪問看護師への待機手当の支給への支援：20機関（対象：103人） ※訪問看護ステーションのサテライトの設置・運営：3箇所 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度も引き続き各地区医師会による在宅医療の連携拠点活動を支援するとともに、訪問看護師の養成・確保、訪問看護ステーションの整備・充実を進める。なお、訪問看護師の育成のためのプログラム作成を新しく進める。
3. 安全・安心		
(1) 防災対策等の推進		
71 ○ 地域住民が主体となった支え愛マップの作成を通じ、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。	福祉保健課	<p>わが町支え愛マップ推進事業により、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援した。（H27実績：80件、4,185千円）</p> <p>※H24～H27支え愛マップ作成延べ累計数 406件</p>
72 ○ 災害時に障がい者に関する避難体制や情報伝達のあり方等を盛り込んだ、災害時の対応マニュアル等の改定及びその周知に努めます。	福祉保健課	<p>各障がい団体等が示しているマニュアル等を引き続き、市町村に提供するとともに、内閣府において改訂されている福祉避難所に係るマニュアル等も随時提供している。</p>
73 ○ 福祉施設は、災害の際に自力避難が困難となる方が多く利用（入所・通所）することから、施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、日頃から避難訓練等を実施するなど福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。	障がい福祉課（サービス）	<p>事業所、施設の設置運営基準を規定した県条例で訓練を含む防災対策について義務付けをしている。</p> <p>また、今年度、島根原子力発電所における原子力災害に備え、境港市の障害者支援施設で県・施設合同で防災訓練を行う予定。</p>

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
74 ○ 島根原発の30km圏内に入る境港市及び米子市の障害者支援施設などについて、原子力災害に係る避難計画を策定するとともに、避難訓練を実施するなど必要な対策を講じます。	障がい福祉課（サービス）	各事業所、施設が県の示した避難計画マニュアルを基に避難計画を策定済み 対象事業所数 23（障害者支援施設2、障害者グループホーム3（25住居）、 障害福祉サービス事業所15、障害児通所支援事業所等3）
75 ○ 公共施設等の耐震化を推進するとともに、県や市町村で実施する防災訓練において、障がい者の参加を促すため、市町村への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障がい者支援団体などと連携し、障がい者などの要支援者に係る災害対策の充実に努めます。	危機対策・情報課 営繕課 長寿社会課 障がい福祉課	（営繕課） 県有施設の耐震化を計画的に実施しており、H27年度末において特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は97%となっている。 （危機対策・情報課） 該当なし （長寿社会課） 該当なし
76 ○ 県立集客施設等に災害・避難情報等を収集するシステムの配備や災害情報を表示するディスプレイ、フラッシュライト等の設置を進めます。	文化政策課	とりぎん文化会館催事案内板をユニバーサルに更新するとともに、災害情報をテロップで流せるようにした。
77 ○ 県内の防災情報等をメール配信するサービス「あんしんトリピーメール」について、文章をわかりやすく、伝わりやすい表記に見直します。	危機対策・情報課	平成27年10月1日より、背景色メール（緊急度による3色表示、HTML形式）も選択可とし、視覚的な表示になるように改修を行った。これは、ユニバーサルデザインの観点から、あんしんトリピーメールに背景色の付いたHTML形式（背景色版）のメール配信機能を加え、情報の緊急度や重要度を視覚的にわかりやすいものにするためである。なお、背景色版を必要としない方のために現行の文字だけのテキスト形式（テキスト版）も継続して、配信項目によって背景色版、テキスト版を選択可能としている。
78 ○ 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿等の作成等、市町村の取組の支援に努めます。	福祉保健課	「熊本地震の課題を踏まえた要支援者避難対策等検討事業」において、熊本地震で明らかになった福祉分野での課題を踏まえ、H28.8～H29.3にかけて、要支援者の避難について市町村ほか関係団体と検討を行う。その中で、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所設置等について依頼するほか、避難行動要支援者の避難についての検討結果を共有し、必要な支援に取り組む。
79 ○ 避難所のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町村における必要な体制整備の支援に努めます。	福祉保健課 危機管理政策課 障がい福祉課	【危機管理政策課】 ・東日本大震災における教訓等を踏まえ、県と市町村で運営する防災対策研究会（平成27年度）において、障がい者も含めた多様な主体に配慮した避難所運営指針を作成することについて合意を得た。（「『避難所運営リーダー養成』」モデル事業」により平成28年度策定予定） ・また、熊本地震を踏まえ、災害時に配慮が必要な者や、関係団体から直接意見を聴き、当該指針の策定等に反映することとしている。（「良好な避難所推進事業」（5月補正）） （福祉保健課） 「熊本地震の課題を踏まえた要支援者避難対策等検討事業」において、熊本地震で明らかになった福祉分野での課題を踏まえ、H28.8～H29.3にかけて、要支援者の避難について市町村ほか関係団体と検討を行う。その中で、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所設置等について依頼するほか、避難行動要支援者の避難についての検討結果を共有し、必要な支援に取り組む。
80 ○ 災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に努めます。	障がい福祉課（サービス） 医療政策課	（医療政策課） ・平成27年度において、災害時でも特に医療継続が必要な透析部門について、各圏域で関係者との意見交換会を開催し、それを受けて、連絡網の情報共有などの取組を進めた。 （障がい福祉課） なし
81 ○ 火事や救急時の消防本部への通報において、ファクシミリや多様な通信手段による通報の取組を進めます。	消防防災課	県内の各消防局においては、FAX119は導入済み、また東部消防局においてはメール119を導入済みである。 現在、消防庁においてNet119の導入検討が行われており、昨年は実証実験を行い中間報告が取りまとめられたところ。 しかし、現時点では、解決すべき課題も多く、消防庁で引き続き行われる実験結果等に動向注視しているところであり、その内容を踏まえ引き続き各消防局と検討・協議を行っていく予定。
82 ○ 法令上スプリンクラーの設置義務がない障がい者グループホームについて、その設置費用を補助することにより、施設の防火対策を強化し、障がい者が安心・安全に暮らすことのできる環境の整備を促進します。	障がい福祉課（サービス）	鳥取県グループホームスプリンクラー設置促進事業 簡易型スプリンクラー設置補助平成27年度実績 7事業所 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 平成27年度補正による交付決定している施設数 ・共同生活援助事業所へのスプリンクラー設置 1件

計画本文の項目	担当課(係)	施策の実施状況 (H27年度実績若しくは今後の予定)
<p>83 ○ 避難所としての利用が想定される学校の体育館を中心にトイレ・スロープの整備に取り組みます。また、市町村が管轄する学校についても同様の取組が行われるよう、市町村に対する働きかけを行います。</p>	教育環境課	<p>【H27年度取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校バリアフリー化整備事業による取組 (57,077千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館の車椅子対応トイレ整備 (鳥取工業高等学校、鳥取緑風高等学校) ・ 校舎の車椅子対応トイレ等整備 (米子養護学校) ○ 県立学校営繕費 (一般営繕) による取組 (49,646千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの洋式化等 (智頭農林高等学校、鳥取中央英高等学校、鳥取聾学校、鳥取聾学校ひまわり分校、白兔養護学校、倉吉養護学校、皆生養護学校、米子養護学校) ・ スロープ設置・改修 (米子西高等学校、米子南高等学校) ・ 点字ブロック改修 (鳥取盲学校) ・ ハートフル駐車場増設 (倉吉養護学校) ○ 耐震改修に合わせて車椅子対応エレベーターを整備 (八頭高等学校、鳥取西高等学校、米子東高等学校) ※H27～29にかけて整備 <p>【H28年度取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校バリアフリー化整備事業による取組 (24,085千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所指定されている学校の体育館トイレの新設 (鳥取聾学校) ○ 県立学校営繕費 (一般営繕) による取組 (28,500千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 身障者用トイレに改修 (智頭農林) ・ トイレの洋式化 (鳥取中央英) ・ スロープ改修 (鳥取盲) <p>※なお、緊急性を要する整備については、その都度対応することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震改修に合わせて車椅子対応エレベーターを整備 (八頭高等学校、鳥取西高等学校、米子東高等学校) ※H27～29にかけて整備 ○ 県立米子南高等学校エレベーター整備事業 (4,908千円：H28年度は設計のみ)
<p>(2) 防犯対策の推進</p>		
<p>84 ○ 鳥取県警察で運用している、耳や言葉が不自由な方々からの緊急通報を受け付ける「メール110番」「ファックス110番」について、障がい者団体を通じて障がい者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。</p>	県警通信指令課	県警本部HPに掲載するとともに、クリアファイル等の広報媒体物に記載し周知を図った。
<p>85 ○ 障がい及び障がい者に対する理解を深め、警察署及び交番・駐在所に配置しているコミュニケーション支援ボードの活用等、障がい者とのコミュニケーションを支援するための取組を推進します。</p>	県警生活安全企画課、県警地域課	各署及び各交番・駐在所等の警察施設とパトカーにコミュニケーション支援ボードを備え付けたほか、個々の地域警察官にも携帯版コミュニケーション支援ボードを配布した。さらに、各署及び各観光地を管轄する交番・駐在所には、より視認性の高い大型版コミュニケーション支援ボードを作成・設置し、活用を図っている。
<p>86 ○ 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。</p>	県警生活安全企画課	平素から認知症高齢者等の各種対策のため、行政機関や福祉機関等と連携を図っているところであり、障がい者に関して、今後においても、各機関との連携を強化して、各種案件に対して適切に対応できるよう努めます。
<p>(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p>		
<p>87 ○ 障がい者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実にも努めます。</p>	消費生活センター	○ 相談業務を委託しているNPO法人コンシューマーズサポート鳥取は、H28.3.14付けで「あいサポート企業」の認定を受けており、H27年度から継続して「あいサポート」研修を実施している。 ○ H27から障がい者施設、児童養護施設、特別支援学校に対して消費者被害防止のための啓発講座を開催。(H27:7回延べ370名が受講)
<p>88 ○ 障がい者団体や福祉関係団体と連携し、障がい者に係る相談の掘り起こしに努めます。</p>	消費生活センター	○ 障がい者施設、児童養護施設、特別支援学校における啓発講座については、支援者も併せて講座を受講していただき、消費者被害の相談先を認知しながら、相談につなげていただくようお願いしている。
<p>89 ○ 高齢者や障がい者の消費者トラブルについて、研修などにより相談員のスキルアップに努めるとともに、相談内容によっては市町村と連携・協力しながら消費者トラブルの解決に取り組みます。</p>	消費生活センター	○ 相談員の研修については、毎年国民生活センター研修を受講している(相談員1人あたり4日)。H28は、消費者教育のための研修を増額し予算要求している(相談員1人あたり1日)。 ○ H27から継続して地域見守りネットワーク研修を実施し、地域の見守り担い手のスキルアップや情報交換の場を設定し地域連携を深めながら、表面化しないトラブルについても拾い上げるとともにトラブルの解決に努めている。
4. 情報アクセス・コミュニケーション支援		
(1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実		
<p>90 ○ パソコンボランティアを養成・派遣し、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図るほか、パソコンリサイクル事業等により、視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境を整備します。</p>	障がい福祉課(生活、情報AC)	<p>(生)</p> <p>パソコンボランティアを養成・派遣し、障がい者の情報バリアフリーを推進しました。 ○ パソコンボランティア派遣件数 162件</p> <p>(情報AC)</p> <p>視覚障がい者情報支援事業のうち、「視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業」において、リサイクルパソコンを調達(15台)し、希望者に貸与(8人)の上、必要な講習を実施した。</p>
<p>91 ○ ペンディスプレイを始めとする情報機器の研究を行い、盲ろう者の支援の充実を図ります。</p>	障がい福祉課(情報AC)	情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催し、当事者のご意見を伺った。

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
92 ○ 喉頭摘出者など音声機能障がい者に対する支援の充実を図るほか、県民に対する障がいの理解促進に努めます。	障がい福祉課	平成27年度は改善措置はなし。
93 ○ 情報アクセスが困難な障がい者向けに、ICT活用術の講習会を開催し、障がい者の情報アクセスの向上を図ります。	障がい福祉課（情報AC）	地域生活支援事業（生活訓練事業）のうち、「視覚障がい者生活訓練事業」及び「中途失明者生活訓練事業」において、視覚障がいのある方に対してパソコンの操作方法等の講習を実施した。
94 ○ 情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視覚障がい者に対する利用の支援を行います。	障がい福祉課（情報AC）	視覚障がい者情報支援事業のうち、「視覚障がい者情報支援機器整備事業」において、点字図書館に最新の読み上げ式パソコンやアイパッドを整備し、実際に使用してもらうことで支援機器の普及促進を図った。
95 ○ 教育機関において、児童生徒等の障がいの状況に応じてICT機器を有効に活用する等、児童生徒等の学びの質を高め、主体的に学習に取り組むための環境整備の充実を図ります。	特別支援教育課	特別支援学校ICTサポート事業（民間委託）により、ICT支援員を配置し、特別支援学校の教員の機器操作や教材作成のスキル向上を図ってきた。また、特別支援学校長を学校CIOとして指名及び研修も行った。
(2) 情報提供の充実等		
96 ○ 点字図書、資料の充実を図るほか、行政文書、その他視覚障がい者に必要な資料の点字化・音声化の拡大を進めます。	障がい福祉課（情報AC）	点字図書館に対して、鳥取県点字図書館運営費補助金を交付し、円滑な運営を支援した。 視覚障がい者情報支援事業のうち、「点字・声の広報等発行事業」において、各種広報物の点字版・録音版の作成・配付した。
97 ○ 老朽化して仮移転中の点字図書館・盲人ホームの在り方を検討するとともに、視覚障がい者に対する情報アクセス支援のあり方を具体的に検討します。	障がい福祉課（情報AC）	現時点、未検討。今後検討する。
98 ○ 障がい者の福祉サービスを始めとする日常生活を送る上で必要な支援に関する情報を掲載した冊子等を利用し、障がい者への情報提供に努めます。	障がい福祉課（生活）	「より良い暮らしのために」を公共機関、銀行、病院等に配架し、積極的に情報発信を行いました。 ○より良い暮らしのために 配架依頼数1, 191箇所
(3) 意思疎通支援の充実		
99 ○ 聴覚等に障がいのある人とその他の人の意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者等の社会参加を推進します。	障がい福祉課（情報AC）	手話通訳者養成研修事業、要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業において、手話通訳者等に必要な技術習得の研修を実施した。
100 ○ 障がいのため意思疎通に支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣します。	障がい福祉課（情報AC）	手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、手話通訳者等の派遣を実施した。
101 ○ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の処遇改善に努め、これらの人材の確保・養成を図ります。	障がい福祉課（情報AC）	平成27年度は処遇改善措置はなし。
102 ○ 県内に70名（盲ろう者に関する実態調査：平成25年3月社会福祉法人全国盲ろう者協会）いるといわれる盲ろう者の把握は、従来から課題となっています。盲ろう者は情報の入手・発信が困難なケースが多いため、戸別訪問等により正確な実態把握を行い、個々の盲ろう者の特性に合った適切な支援につながるよう取組を検討します。	障がい福祉課（情報AC）	盲ろう者意思疎通支援事業において、戸別訪問等による実態調査を実施し、実態把握を行った。 この成果を引き継ぐため、平成28年度に鳥取県盲ろう者支援センターを設置し、新たに相談支援事業を開始した。
(4) 行政情報の配慮		
103 ○ 障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。	広報課 情報政策課	とりネット（鳥取県公式ホームページ）において、平成26年度に引き続き音声読み上げサービスを提供した。また、ウェブアクセシビリティ向上のための修正作業や、不要なページの削除等を実施し、28年度も引き続き行う。 ウェブアクセシビリティ向上事業にて、とりネットのウェブアクセシビリティ向上に寄与した。（修正箇所10,021）
104 ○ 音声コードの添付、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成など障がい者に配慮したきめ細かな行政文書の作成に努めます。	障がい福祉課（情報AC）	引き続き障がい者に配慮した行政文書の作成に努める。
105 ○ 県民生活に直結する大きな制度改正やお知らせ事項について、点字版・音声版の資料の作成・配付や手話による説明動画のホームページ掲載などを行います。	障がい福祉課（情報AC）	視覚障がい者情報支援事業のうち、「点字・声の広報等発行事業」において、各種広報物の点字版・録音版の作成・配付した。
106 ○ 政見放送への手話通訳の付与、点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。	地域振興課	点字図書館で、国政・県選挙における候補者の政見等の情報を点字印刷物、カセットテープ等で提供（H27年度：統一地方選挙）
107 ○ 県主催のイベントなどにおける手話通訳・要約筆記等の配置、資料の点字化・音声化等の状況について、定期的に点検し結果を公表します。	障がい福祉課（情報AC）	平成25年11月28日に、200人以上の参加のイベントでは必置とする要綱を制定。平成27年度は、各課への照会を実施せず。
(5) 手話言語条例に基づく施策の展開		
108 ○ 聞こえる人のろう者及び手話に対する理解を深める活動等を進め、地域、職場等における手話の普及を進めます。また、手話パフォーマンス甲子園等の取組を通じた手話に関する情報発信を継続するとともに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる機会づくりの検討等を通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。	障がい福祉課（情報AC）	全国の高校生が手話パフォーマンスを競う「第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を平成27年9月22日（火・休）に米子市公会堂で開催した。 また、平成27年12月12日（土）～13日（日）に東京秋葉原で行われた「情報アクセシビリティ・フォーラム2015」に鳥取県ブースを出展し、本県の障がい者施策をPRした。

計画本文の項目	担当課(係)	施策の実施状況(H27年度実績若しくは今後の予定)
109 ○ 小中学校・高等学校・特別支援学校において、手話の普及を進めます。手話普及支援員派遣制度の充実を図るなどし、各学校における手話の取組を進め、将来的には全校で手話を学ぶ機会をつくります。	特別支援教育課	手話で学ぶ教育環境整備事業により、鳥取聾学校及びひまわり分校に手話普及コーディネーターを配置するとともに、平成28年3月現在で手話普及支援員84名の登録者があり、学校からの依頼に応じて手話普及に努めた。
110 ○ 手話対応が可能な行政職員の増加に努めます。	障がい福祉課(情報AC)	鳥取県職員人材開発センターにより、県・市町村職員向けの手話講座(入門編・基礎編)を開催した。
111 ○ 確かな手話通訳技術を持ち、ろう者の歴史・文化を理解した手話通訳者の養成・派遣を推進するとともに、通訳技術の向上を図ります。併せて、手話通訳業務の意義・魅力を発信し人材確保につなげるとともに、手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等の検討を進めます。	障がい福祉課(情報AC)	手話通訳者トレーナーの配置を配置し、経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場で手話通訳者の技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・翻訳技術向上を行った。
112 ○ 聴覚障がい者の相談ニーズを積極的に把握し、課題解決を目指す聴覚障がい者相談事業を推進します。また、福祉施設入所・独居高齢のろう者等への見守り活動の実施、交流機会の創出についても検討します。	障がい福祉課(情報AC)	鳥取県東・中・西部聴覚障がい者センターに聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対する助言、関係機関との調整等を行った。
113 ○ 鳥取聾学校・難聴学級において、教職員の手話技術の向上等を通じてろう児が授業内容を理解しやすい環境等を整備します。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。そして、ろう児の保護者に対しては、医療機関等と連携して、早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話学習機会を提供します。	特別支援教育課	手話で学ぶ教育環境整備事業により、鳥取聾学校等において、教職員向けの手話講座等の開催や手話技能検定へ助成、手話講座等への参加経費の補助等を行った。
114 ○ 遠隔手話通訳サービス事業の定着化等を通じて、ICTを通じたろう者の新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。	障がい福祉課(情報AC)	遠隔手話通訳サービス事業に加え、平成27年度から電話リレーサービス事業を開始した。 ・遠隔手話通訳サービス利用状況(H25.12~H27.3 148件) ・電話リレーサービス利用状況(H27.4~H28.3 277件)
115 ○ 地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展を促進します。	障がい福祉課(情報AC)	とっとりの手話を創り守り伝える補助事業により、鳥取の手話(以下「地域手話」という。)の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展に資するため、鳥取県聴覚障害者協会が行う取組に対して支援した。 平成27年11月3日の「鳥取県手話フォーラムinゆりはま」において成果発表が行われ、新たな手話表現等が紹介された。
5. 生活環境		
(1) 住宅の確保		
116 ○ 既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。	住まいまちづくり課	・県営、市町村営公営住宅での車いす住戸は、建替え、既存住戸の改修などで、H28.4.1現在で、134戸供給している。(H21年度105戸(+29戸)。県営、市町村営公営住宅総管理戸数は、H28.4.1現在9,602戸) ・H28改定予定の鳥取県住生活基本計画では、障がい者が中心市街地での居住を希望していることから県及び4市での車いす住戸の供給目標の設定を検討している。 ・県営住宅では、他にもバリアフリー改修として、全面的改善でのエレベーター設置、住戸内の段差解消、便所・浴室への手すりの設置を行っている。
117 ○ あんしん賃貸支援事業を通じ、賃貸人、障がい者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、障がい者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。	住まいまちづくり課	●高齢者、障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅への入居を支援するため、専任の相談員を2名配置し、入居相談を行った。 【相談件数】197件(うち障がい者52件)/入居決定140件(うち障がい者34件) ●事業者対象者の入居に協力する不動産店等を「あんしん賃貸住宅協力店」、入居を受入れる民間賃貸住宅を「あんしん賃貸住宅」として登録し、広く情報提供を行った。 【登録制度】※平成27年度末時点 あんしん賃貸住宅協力店・・・63店 あんしん賃貸住宅・・・120棟/1,179戸
118 ○ 障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修に対する支援を行います。	障がい福祉課(生活)	地域生活支援事業補助金(日常生活用具給付等事業)により県はその経費の4分の1を助成し市町村の事業実施を後押し。 ○実施：19市町村
119 ○ 住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に必要な施設整備費や備品購入費などの経費に対して支援します。 また、重度の障がいがあっても、地域で共同生活ができるよう、医療的ケアが可能なグループホームの整備を図ります。	障がい福祉課(サービス)	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金(再掲、GHのみ記載) 平成27年度施設整備費 ・共同生活援助事業所 2件 平成27年度補正による交付決定している施設数 ・共同生活援助事業所 3件
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進		
120 ○ 障がい者等の交通弱者が日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。	交通政策課	バス車両の更新等に併せて低床バスの導入を計画的に実施中。(H27年度末時点：乗合バス車両全体の72%について低床バス化)
121 ○ 公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。	交通政策課	駅や空港ターミナル、バスターミナルのほか、鉄道車両や乗合バス車両についてバリアフリー化を推進中。(国が定める整備目標(H32年度末まで)：1日あたり利用者数3,000人以上の駅や空港ターミナルは原則100%バリアフリー化、鉄道車両や乗合バスは全体の約70%についてバリアフリー化)
(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進		

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
122 ○ 福祉のまちづくり条例に基づき、事業者や県民等に対して福祉のまちづくりに関する広報活動を積極的に行います。	福祉保健課	・福祉のまちづくりに対する理解を深めるため、小学生向けの冊子を作成し、配布した。（作成部数：8,650部、小学4年生対象）
123 ○ 多数の人が利用する民間の公共的な施設（ホテル、旅館、レストラン、スーパーマーケット等）に対する補助制度について、活用状況を点検し、必要な見直しを行うことにより、障がい者等が利用しやすい施設整備の促進に努めます。	住まいまちづくり課	福祉のまちづくり推進事業補助金（市町村間接補助）について、補助対象項目の拡充（既存ホテル・旅館の客室を車いす使用者仕様へ改修）を実施（H26,11補正）
124 ○ 障がい者に対するおもてなしを向上させるため、宿泊・観光施設等における入浴用車いすなど設備整備に対する支援を行うとともに、従業者向けの実践的な接客研修、刻み食等の講習会を開催するなど必要な取組を行います。	障がい福祉課（社会）	○平成28年度より、バリアフリー観光推進事業に取組む。 ○障がいがあっても来訪しやすい受入環境整備、魅力的なツアーコースの造成・販売、来訪しやすくなる情報について、観光交流局と連携して実施する。 ○バリアフリー観光先進地視察やバリアフリー接客研修を開催し、障がいのある方を受け入れる際に注意すべきこと、対応の方法等について、観光関係者（ホテル旅館・交通事業者等）に対し、障がい当事者を招いて実践的な研修を実施する。
125 ○ 県の補助制度等の周知を進めるため、事業者に対する制度活用説明会を開催します。	住まいまちづくり課	H27.8.27に行われた鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合役員会、H28.3.8-14に開催した鳥取県福祉のまちづくり条例改正内容説明会及びH28.3.23に開催した「バリアフリーとまちづくり」シンポジウムにおいて、補助制度等の周知を行った。
(4) 福祉のまちづくりの推進		
126 ○ 施設を利用する障がい者団体、施設の設置者等から意見をのり、福祉のまちづくり条例の問題点等を点検した上で、必要な見直しを行います。	福祉保健課 住まいまちづくり課	（住まいまちづくり課） 施設利用者、施設設置者等から募った意見を元に条例の見直し案を作成し、H27.9に実施したパブリックコメントで提出された意見を踏まえた修正案についてH27.11.4に鳥取県福祉のまちづくり推進協議会で審議いただいた上で、条例を改正した。（H27.12.24公布、H28.4.1施行） （福祉保健課） ・高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共施設の整備を促進し、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、福祉のまちづくり推進協議会を開催し、ハートフル駐車場利用証の交付対象見直し等について協議を行った。 ・また、鳥取県福祉のまちづくり条例の対象となる施設の拡大と建築物移動等円滑化基準の見直しを行った。（※条例の改正については、住まいまちづくり課からの記載でふれられていれば、この部分は無視してください。） ○福祉のまちづくり推進協議会 2回開催（H27.6月、H27.11月）
127 ○ 主要な生活関連経路における歩道の段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置、利用しやすいバス停の整備等に積極的に取り組みます。	道路企画課	障がい者団体や道路利用者と協議し、下記路線などで歩道のバリアフリー整備を実施。 ■歩道の段差解消、視覚障がい者誘導ブロックなどの整備 ・県道鳥取鹿野倉吉線（布勢陸上競技場前 パラ陸上関連） ・県道若桜停車場線（若桜駅前） ・県道米子停車場線（米子駅前通り） ・国道181号（野田橋付近） ■利用しやすいバス停の整備 ・県道由良停車場線（青山剛昌ふるさと館前） 平成28年度以降も引き続き関係者と協議を行い、歩道のバリアフリー整備に努めていく。
128 ○ 歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障がい者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。	県警交通規制課	（平成27年度整備状況） 歩車分離式信号2基 視覚障がい者用付加装置3基設置、1基別装置へ転用（計2基増）（ピヨピヨ、カッコー） 音響式歩行者誘導付加装置2基（信号が青になりました） （平成27年度末・整備済状況） 歩車分離式信号45基 視覚障がい者用付加装置216基（ピヨピヨ、カッコー） 音響式歩行者誘導付加装置88基（信号が青になりました）
129 ○ 障がい者が安全に自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。	県警交通規制課	（平成27年度整備状況） LED式灯器505灯 （平成27年度末・整備済状況） LED式灯器5435灯
130 ○ ハートフル駐車場を公共施設に積極的に設置するほか、民間に働きかけを行うとともに、必要な支援を行い、ハートフル駐車場の設置箇所を増やすなど、制度の充実を図ります。	福祉保健課	・県政だよりを活用しハートフル駐車場利用証制度を周知した。（27年8月） ○協定施設数 692施設（H28.3.31現在） ※H27新規締結：14施設 ・福祉のまちづくり推進サポーターから民間施設等に対し制度の説明と協力依頼を行った。
131 ○ 公共的施設等のトイレの洋式化、多目的トイレ化を進めるとともに、オストメイト対応トイレ、簡易ベッドの設置等を進めます。	文化政策課	とりぎん文化会小ホールトイレの洋式化（洗浄付温便座）和式9基中5期を様式化。様式3基を洗浄付温便座に更新。多目的トイレ1基を洗浄付温便座に更新。 H28は倉吉未来中心・アトリウムのトイレを洋式化（洗浄付温便座）を予定
132 ○ バリアフリーマップについて、適宜更新を行うとともに、施設の対応状況をホームページ等で公表します。	福祉保健課	・バリアフリーマップについて、ホームページで公開し、適宜情報更新を行っており、今後もより県民への情報提供の円滑化を図っていく。
133 ○ 地域における障がい者等交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスに加え、市町村有償運送や過疎地有償運送、乗合タクシーなど生活交通確保に関する様々な市町村等の取組を支援します。	交通政策課	路線バス等の運行維持を図るため、バス事業者及び市町村に対し運行費等の助成を行うとともに、H27年度から、県、市町村、交通事業者、利用者代表等が構成する協議会を中心に、地域公共交通ネットワークの再構築中。（H27年度：鳥取県西部地域公共交通網形成計画策定）
6. 雇用・就業等		

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
<p>(1) 障がい者雇用の促進</p> <p>134 ○ 改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業や労働局など関係機関との連携を強化します。</p> <p>135 ○ 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、好事例集の作成等を通じた障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。</p> <p>136 ○ 障がい者の大量雇用が見込める特例子会社を支援する制度の創設を検討し、障がい者の雇用促進、職域の拡大を図ります。</p> <p>137 ○ 障がい者の雇用活性化のために、障がい者自らの起業、障がい者を雇用しての企業の創業について、その活動を後押しすることにより、県経済の活性化・障がい者雇用の場の創出を目指します。</p> <p>138 ○ 法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークと連携した指導を通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。</p> <p>139 ○ 使用者による障がい者虐待の防止など、労働者である障がい者の適切な権利擁護のため、個別相談等に丁寧な対応を行うとともに、企業に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。</p> <p>140 ○ 企業研修会、良好な雇用環境にある企業の見学会などを行い、企業に対し障がい者雇用を啓発するとともに、精神障がい者、発達障がい者等に対する理解を深めるためのリーフレットを作成し、職場環境の改善を図ります。</p> <p>141 ○ 聴覚障がい者の就労支援のため、手話通訳者等の派遣を行います。</p>	<p>就業支援課</p> <p>就業支援課</p> <p>就業支援課</p> <p>就業支援課</p> <p>就業支援課</p> <p>就業支援課</p> <p>就業支援課</p> <p>就業支援課</p>	<p>○副知事を会長とし、商工団体、鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所、労働局等の代表者及び県の関係機関で構成する「障がい者雇用推進実施会議」を開催し、障がい者の新規雇用1,000人創出に向けた取組を推進するための意見交換を行い、関係機関の連携を図った。</p> <p>○労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、県で組織するプロジェクトリーダー会議を年11回開催し、障がい者の雇用促進等について検討を行った。</p> <p>○あいサポート企業274社に対して障がい者雇用への協力依頼文を送付するとともに、うち195社を訪問して障がい者雇用を依頼した。</p> <p>○障がい者雇用関係の助成制度等をとりまとめた冊子「障がい者雇用関係助成制度のご案内」を発行し、法定雇用率適用企業（従業員50名以上）約420社に配布し、情報提供に努めた。【障がい者就業支援事業】</p> <p>○「特例子会社設立等助成金」を創設し、特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設を設立する事業主に対して助成金を支給することとした。（平成27年度に1社が当該制度を活用し、平成28年度において障がい者5名の新規雇用に繋がった。）【特例子会社設立等助成金】</p> <p>○平成26年度に創設した「障がい者ソーシャルコミュニティ創業・起業支援事業補助金」について要綱改正を行い、補助期間の延長や上限額等の見直しを行った結果、2社の起業に繋がった。【障がい者就業支援事業】</p> <p>○平成28年度から新たに「障がい者雇用アドバイザー」を就業支援課に配置し、障がい者法定雇用適用企業のうち、特に雇用実績のない企業を重点的に訪問し、障がい者雇用の働きかけを行っている。【障がい者就業定着強化事業】</p> <p>○個別相談や法令違反があった場合は、事例に応じて労働局や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して適切に対応する。また、労働局等と共催するセミナーや研修会において、関係法令の遵守に向けた啓発を行っている。</p> <p>○障がい者雇用を検討している企業に対して、県内3か所で「障がい者雇用企業見学交流会」を開催し、更なる障がい者雇用への理解促進を図った。</p> <p>○まんがリーフレット「精神障がい者を知りともに働く職場づくり」を発行し、法定雇用率適用企業（従業員50名以上）約420社に配布し、精神障がい者の雇用啓発を行った。</p> <p>○聴覚障がい者の就職活動や就業を支援するため、15回にわたって手話通訳者を企業等に派遣した。【障がい者就業支援事業】</p>
<p>(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進</p> <p>142 ○ 特別支援学校に在籍する生徒が作業学習等で身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価することにより、「働く力」「働く意欲」等の一層の向上を図り、卒業後の職業的自立と社会参加を目指します。</p> <p>143 ○ 特別支援学校に在籍する児童生徒の自立や社会参加を促進するため、キャリア教育、進路指導の充実を図るとともに、就労サポーターを中心とした職場開拓を進め、就職や実習の受け入れ企業等との連携を強化します。</p> <p>144 ○ 特別支援学校生徒が卒業後に職場等に定着することを目的し、各特別支援学校及び障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センター、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、フォローアップ体制を強化します。</p>	<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>	<p>県版特別支援学校技能検定実施事業により、平成27年12月3日に特別支援学校技能検定（清掃部門）を実施。平成28年度より喫茶サービス部門を立ち上げ実施予定。</p> <p>特別支援学校就労促進事業により、就労サポーターを県内4名配置し、就労促進や職場開拓、作業学習への助言等を行った。また、就労促進セミナーを各圏域ごとに開催し、企業への理解啓発を進めた。各特別支援学校のキャリア教育推進に向けて、キャリア教育推進検討会も実施した。</p> <p>特別支援学校職場定着推進プロジェクト事業により、琴の浦高等特別支援学校に平成27年10月に定着支援コーディネーター2名を配置した。また、労働局が主催するプロジェクトリーダー会議に参画し、関係機関との連携強化に努めた。</p>
<p>(3) 総合的な就労支援</p> <p>145 ○ 県内に3か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の就業面と生活面での支援を一体的に行うとともに、企業に対しても助言を行うなど、職場への定着に向けた支援を実施します。</p> <p>146 ○ 障がい者の職業能力開発を推進するため、障害者職業センターや隣県の国立の障害者職業能力開発校と連携し、県立の職業能力開発校において、障がい者の態様に応じた訓練を設定し、職業訓練を実施します。</p>	<p>就業支援課</p> <p>労働政策課</p>	<p>○各障害者就業・生活支援センターに、各担当職員（職場開拓、定着支援、就業支援、生活支援、発達障がい者就労支援等）を配置し、障がい者の就業支援を行った。【障がい者就業支援事業等】</p> <p>（事業名）障がい者職業訓練事業 （実施状況） ①倉吉校において、知的障がい者を対象にし、各受講者が適性に応じて就労できるようパソコン操作・清掃・調理等の訓練を基礎から実施するとともに、障がい者職業訓練アドバイザーを配置し、個々の受講者に応じてきめ細かな就職支援を行った。 ②倉吉校・米子校において、企業等への委託訓練を実施し、障がい者職業訓練コーディネーター等による支援を通じて個々の受講者に応じてきめ細かな就職支援を行った。 ③特別支援学校に在籍する生徒に対し、委託訓練を実施し、就職に繋がった。</p>

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
147 ○ 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。	労働政策課	④一部の訓練生に対して、障害者職業センターにおいて、職業評価を実施した。 ⑤障害者就業・生活支援センター登録者及び就労移行支援事業等の利用者の職業訓練機会提供に資する取り組みとして、各イベント及び担当者会議にて、職業訓練コースの周知を図っている。 (成果指標) 実施コース18コース、入校者35人、修了者32人、就職者数22名(就職率68.8%) (28年3月末時点)
148 ○ 障がい者職場定着推進センターを設置（米子と倉吉）し、障害者職業センターと連携し、県内全域に質の高いジョブコーチ支援を提供していきます。	就業支援課	○ 県西部地区に続き、県中部地区にも県版ジョブコーチセンター（平成27年4月24日開所、ジョブコーチ1名配置）を設置し、県中部において更なるジョブコーチ支援を行う体制を整備した。【障がい者就業支援事業】
149 ○ 障がい者雇用にあたって、職場実習（原則2週間）や試行的雇用であるトライアル雇用（最長3か月）など、企業と障がい者相互の理解を深め常用雇用につなげる支援策を周知することにより、事業主の障がい者雇用への不安の解消と理解の促進を図ります。	就業支援課	○ 障がい者雇用関係の助成制度を取りまとめた冊子「平成27年度障がい者雇用関係助成制度等のご案内」を発行し、職場実習やトライアル雇用等の制度について、県内企業等関係機関に周知を行った。【障がい者就業支援事業】 ○ 各障害者就業・生活支援センターに「定着支援員」を各1名配置し、新たに就業した障がい者を中心に企業訪問を行い、職場定着支援を行った。【障がい者就業支援事業】
150 ○ 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。	障がい福祉課（就労）	事業所職員等に対して、一般就労移行・定着支援に焦点を定めた支援の基礎知識と必要となる様々な視点（事業所の就労移行、職場実習・開拓、企業ニーズ、定着支援への姿勢）の習得を目指したセミナーを開催した。（平成27年11月14日、米子コンベンションセンター、参加者66名）
(4) 障がい特性に応じた就労支援		
151 ○ 平成25年の障害者雇用促進法の改正により、身体障がい者、知的障がい者に加え、精神障がい者の雇用が義務化（平成30年4月施行）されることを踏まえ、精神障がい者の雇用促進のため、必要な施策を検討します。	就業支援課	○ 精神障がい者雇用をマンガで解説した「精神障がい者を知りともに働く職場づくり」を作成し、精神障がい者の雇用啓発を行った。【障がい者就業支援事業】
152 ○ 難病患者の雇用の促進のため、難病相談・支援センターを中心にハローワーク等関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。	健康政策課	難病相談・支援センターがハローワーク等と連携し、難病患者の就労に関する相談に応じたほか、障がい者の就労支援に関する各種会議へ参加した。
153 ○ 障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業に対応した障がい者の雇用機会の拡大を図ります。	就業支援課	○ 各障害者就業・生活支援センターに職場定着支援員及び職場開拓支援員を配置し、職場実習先の開拓を図るとともに、障がい者のニーズに沿った企業での就労についてマッチングを行った。【障がい者就業支援事業】
154 ○ 発達障がい者を各個人レベルで支援するためのネットワークを構築するとともに、労働局、県等が加わった県レベルでの発達障がい者就労支援ネットワークを構築し、発達障がい者の就労促進のための体制を整備します。	就業支援課	○ 県東・中・西部地区の圏域毎に関係機関により発達障がい者を支える「支えるネット」を構築し、就労希望のある発達障がい者に対して、関係機関が連携して就労支援を行う体制を構築した。【障がい者就業支援事業】
155 ○ 農業分野等における障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携しながら、障害福祉サービス事業所及び農業法人等に、障がい者雇用のノウハウ、福祉農園の開設・整備や福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催に係る交付金などの関連情報等の提供を行います。	障がい福祉課（就労）	各圏域の福祉保健局・農林局等で構成される農福連携推進（PT）で関連情報の提供が行われている。
(5) 福祉的就労の底上げ		
156 ○ 障害者優先調達推進法に基づき、物品や役務の調達にあたっては、障がい者就労施設等から優先的に調達するとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、公表し、当該年度の終了後は物品等の調達実績を公表します。また、県以外の官公庁や民間企業等に対しても障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について働きかけを行います。更に、県等が発注する物品等を円滑に供給できるよう、障がい者就労施設等が導入する設備整備に対する経費の補助を行います。	障がい福祉課（就労）	平成27年度の調達実績は25,951千円で、目標の23,349千円を上回った。 また、県ホームページ（はーとふるTOTTORI）で障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について働きかけを行った。 さらに、就労系福祉サービス事業所に対して、融資利子補給や新商品開発のための補助等を行った。
157 ○ 工賃水準の向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所に対してビジネススキルアップ研修や経営コンサルタント派遣などの支援を行います。	障がい福祉課（就労）	工賃向上環境強化事業で、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターに委託をし、就労継続支援事業所等に対して工賃向上のためのスキルアップの支援を行った。
158 ○ 就労移行支援事業所等における一般就労移行を促進するため、積極的な企業での実習（施設外支援）や求職活動の支援を図ります。	障がい福祉課（就労）	一般企業等における職場実習の実施を促すことを目的として、福祉施設からの実習の受入企業に対して謝金、受講者に対して奨励金を支給した。（平成27年度実績：15人）
159 ○ 企業・官公庁からの大量発注を複数の事業所で連携して受注するための共同受注体制を整備し、障がい者の工賃向上につなげます。	障がい福祉課（就労）	複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場（ワークコーポとっとり）を平成27年10月1日に設置し、単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件に対応した。
160 ○ 福祉施設等との随意契約に係る公表手続きを簡素化し、障がい者就労施設等からの調達が円滑に行えるように取り組みます。	障がい福祉課（就労）	障害者就労施設等と「随意契約」を結ぶことが可能となる3号随意契約の公表手続きを、紙での掲から、県ホームページでの公表に変更し、事務の簡素化を図った。
161 ○ 障がい者就労施設等の具体的な活用事例をホームページ等で紹介するとともに、企業、官公庁への働きかけを行い、優先調達の推進に努めます。	障がい福祉課（就労）	県ホームページ（はーとふるTOTTORI）で障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について働きかけを行った。

計画本文の項目		担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
162	○ 農福連携推進コーディネーターを配置し、農家と障害福祉サービス事業所とのマッチングを進めます。また、農業を自主事業とする障害福祉サービス事業所の育成を進めます。	障がい福祉課（就労）	農福連携推進事業として、東中西の各福祉保健局で1名（計3名）のコーディネーターを配置し、仕事を求める就労系障害福祉サービス事業所と人手を求める農家との農作業受委託のマッチングを行った。また、農業を自主事業とする障害福祉サービス事業所の育成を進めた。
(6) 年金・手当等			
163	○ 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、障害基礎年金や特別障害者手当等の充実について、必要に応じて国に要望していきます。また、受給資格を有する障がい者が確実に障害年金等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。	障がい福祉課（認定）	障害年金のパンフレットについて、関係機関に送付し、制度の周知に取り組みました。
164	○ 知的障がい及び精神障がいのある人における障害基礎年金などの個人財産については、成年後見制度等の利用により、適切に管理されるよう支援します。	障がい福祉課（社会）	○各地区に障がい者の権利擁護等に関する電話相談や面接相談等への対応ができる支援チームを設置している。
7. 教育、文化・芸術活動、スポーツ			
(1) 教育			
165	○ 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のための特別支援教育をさらに推進します。	特別支援教育課	障害者差別解消法の施行に向けて、小中学校の管理職対象や特別支援学校教職員対象に、研修会を実施した。
166	○ 発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備します。	特別支援教育課	早期からの教育支援体制整備構築事業（国事業の活用）により、鳥取市、琴浦町、境港市、南部町に早期支援コーディネーターを配置し、早期からの教育支援体制の構築を進めた。
167	○ 特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図ります。	特別支援教育課	授業力向上事業により特別支援学校の教員を対象に、自立活動の教育実践力向上を進めた。また、県教育センターによる基本研修や専門研修等で、教職員の指導力向上を進めている。
168	○ 各地域において教育資源の組合せ（スクールクラスター）による、特別支援体制の構築を促進します。	特別支援教育課	（再掲）早期からの教育支援体制整備構築事業（国事業の活用）により、鳥取市、琴浦町、境港市、南部町に早期支援コーディネーターを配置し、早期からの教育支援体制の構築を進めた。
(2) 文化・芸術活動の推進			
169	○ 障がい者の文化・芸術活動に対する支援を行うとともに、「あいサポート・アートとっとり展」の開催や障がい者アートの常設展示拠点の支援などを通じて文化・芸術に関する発表の場、作品の観賞の場の充実を図り、障がいがある人もない人も共に楽しめる環境づくりを進めます。	障がい福祉課（アート）	・障がい者が取り組む芸術・文化活動にかかる経費を支援。 【鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金】 支援事業数：促進事業41件、個展等開催事業31件 ・障がい者の取り組む舞台芸術や作品の発表・鑑賞機会の場を提供。 【あいサポート・アートとっとり祭の開催】 出演者：31団体、参加者：延べ4,400人 【あいサポート・アートとっとり展の開催】 応募作品数：346点、入館者数：2,211人 ・障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を設置。障がい者の優れた芸術・文化作品の常設展示や芸術・文化活動に取り組む障がい者・支援者の相談支援等を行った。 【常設展示】県内企画展5回、県外企画展5回、観覧者数：延べ2,264人
170	○ 障がい者が文化・芸術活動に自ら取り組む環境整備として、参加体験（ワークショップなど）の機会を創出、支援するとともに、支援者向けセミナーの実施などにより、活動の支援者の輪を広げます。	障がい福祉課（アート）	・あいサポート・アートインフォメーションセンターの事業として以下ワークショップ及びセミナーを実施し、新たな芸術・文化活動との出会いの場を提供するとともに、障がい者の創作活動の支援方法や著作権等の権利保護に関する研修会を開催。 【ワークショップ】 ① 絵画ワークショップ（中部） 参加者：27名 ② 音楽ワークショップ（西部） 参加者：19名 ③ テラコッタ陶芸ワークショップ（東部） 参加者：24名 【セミナー】 ① 「障がい者のアート活動に関する著作権と権利保護についてのセミナー」 参加者：25名 ② 「福祉をかえる『アート化』セミナーin鳥取」 参加者：50名
171	○ 県内で開催される文化・芸術の公演等において、手話通訳や要約筆記の設置等に取り組みます。	文化政策課	芸術・文化に親しみやすい環境整備支援事業補助金（H27実績なし） （文化政策課直営事業での手話通訳設置H27実績） ・伝統芸能まつり ・関西アーティストインレジデンス ・とりアートメイン事業
172	○ 聴覚障がい者及び視覚障がい者などが映画を楽しむことができるよう、バリアフリー映画の普及に向けた取組を推進します。	文化政策課	芸術・文化に親しみやすい環境整備支援事業補助金を拡充（H27実績なし）
173	○ 聴覚障がい者センターにおける字幕入りDVDの貸出、点字図書館における点字図書、音声テープ等の貸出により、聴覚障がい者、視覚障がい者が日常的に文化・芸術に親しめる環境づくりを進めます。	障がい福祉課（情報AC）	聴覚障がい者センターにおける字幕入りDVDの貸出、点字図書館における点字図書、音声テープ等の貸出を行った。

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
174 ○重症心身障がい児等々の重度の障がい者が積極的に文化・芸術活動や余暇活動等に参加できる支援のあり方について検討します。	障がい福祉課（アート）	・あいサポート・アートとっとり祭では、救護室にベッド等を備えるとともに、対応に慣れた看護師を配置することで、重度の障がい者が安心してイベントに参加できる環境を整備した。 ・また、遠方の方や会場に来られない方でもイベントが楽しめるように会場の様子をインターネットで配信した。
(3) スポーツ等の推進		
175 ○平成32年に開催される東京パラリンピック等を見据え、県内の障がい者アスリートのうち有望な選手や団体を強化指定し、トレーニング、合宿、大会への参加等に必要な支援を行います。	スポーツ課	県内の障がい者スポーツ選手・団体を強化指定し、トレーニング、合宿、大会参加の支援を行った。陸上、ボウリングの選手4名がアジア大会で3位以内に入賞、バレーボールで全国4位となる等、成果が上がっている。
176 ○障がい者スポーツにおける全国レベルの指導者を招へいし、県内の障がい者アスリートに指導する合宿を開催するなど、指導面での充実を図ります。	スポーツ課	県外で行われる技術講習会への指導者派遣（陸上競技）、指導者を県内に招へいた普及研修（スポーツチャンバラ）を行った。また、卓球オリンピック金メダリストの指導による練習会の開催支援を行った。
177 ○障がい者スポーツにおいて、メンタル、栄養、ドーピングをはじめとする医科学サポートの充実に取り組みます。	スポーツ課	障がい者スポーツにおけるメンタル、栄養、アンチドーピングに関する研修会を開催し、競技スポーツ選手としての基礎知識の習得、意識向上を図る医科学サポートに取り組んだ。
178 ○障がい者スポーツの普及（裾野拡大）のため、土日を含めた定期的なスポーツ教室を開催し、障がい者がスポーツに継続して親しむことができる環境整備に取り組みます。	スポーツ課	県内東・中・西部の各地区において年間235回のスポーツ教室を開催し、身近なスポーツ機会の提供、環境整備に取り組んだ。
179 ○障がい者スポーツ指導員を養成する講習会等を開催し、障がい者スポーツを推進する人材を確保・養成します。	スポーツ課	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催し、新たに26名が受講した。
180 ○障がい者の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者のスポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。また、障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡大、障がい者と健常者が参加するスポーツ大会の開催など、障がい者と健常者の交流の場を設けていきます。	スポーツ課	県内東・中・西部の各地区において年間235回のスポーツ教室を開催するとともに、鳥取県障がい者スポーツ大会や障がい者団体が行う各種大会への支援を行った。また、ボランティアの協力を得て障がいの有無に関わらず参加できる車いすマラソン大会、スポーツフェスティバル等への開催支援を行った。
181 ○全国障がい者スポーツ大会等への参加支援等、スポーツ等における障がい者の国内外の交流を支援します。	スポーツ課	第15回全国障害者スポーツ大会に鳥取県選手団60名を派遣した。正式競技7、オープン競技2競技に参加し全国の選手との競うとともに交流を行った。
182 ○身近な地域で障がい者がスポーツに触れる機会を増やすため、市町村との連携を強化します。	スポーツ課	市町村への周知・広報を行いながら県内東・中・西部の各地区において年間235回のスポーツ教室を開催し、身近なスポーツ機会の提供、環境整備に取り組んだ。
183 ○平成32年に開催される東京パラリンピックのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点やキャンプ地誘致に向け、競技団体や市町村と協議し、誘致活動の取組を推進します。	スポーツ課	平成27年5月、鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会を設立し、パラ陸上の事前キャンプ誘致に向け取り組んでいる。キャンプ誘致に向けた実績づくりのため、日本パラ陸上選手権大会開催に向けた関係者視察受入を実施。
8. 差別の解消及び権利擁護の推進		
(1) 障がいを理由とする差別解消の推進		
184 ○障害者差別解消法の施行に向け、国において策定される基本方針等に即して、庁内検討チームを設置し、県における職員対応要領などを計画的に策定します。また、市町村に対して、職員対応要領などの策定について働きかけます。	障がい福祉課（社会）	○平成27年度末に、障がい者差別を行わないよう職員が適切に対応できるように鳥取県職員行動規範を策定した。 ○平成27年度末に、市町村に対し対応要領の策定をお願いした。
185 ○民間事業者を含めた地域協議会を設置等し、市町村や民間事業者における取組を促進します。	障がい福祉課（社会）	あいサポート運動推進・連携等事業 ○平成27年度3月に設置した。 ○今年度も3回程度の開催を予定している。
186 ○障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、説明会の開催、相談・紛争解決体制の整備等に取り組みます。また、基本方針等に基づき、県における障がいを理由とする差別の解消に向けた具体的な取組について検討するとともに、差別に関する相談や解決のためのネットワーク構築について検討します。	障がい福祉課（社会）	あいサポート運動推進・連携等事業 ○平成27年度に、リーフレット25,000部、パンフレット10,000部（40頁）、DVD500枚を作成し、関係機関に配布した。 ○また、あいサポート研修や民間事業者から依頼のある障害者差別解消法の研修会等において活用している。 ○鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会において、事案等を共有し、事案の対応をどう行うべきか協議する。
187 ○雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性にに応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。	就業支援課	○「雇用の分野における障害者差別禁止・合理的配慮提供義務及び精神障がい者を理解しともに働くセミナー」を鳥取労働局等と共同開催し、改正障害者雇用促進法等の周知を行い、円滑な法の施行及び障がい者雇用について気運醸成を行った。
(2) 権利擁護の推進		
188 ○障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、障がい者の権利擁護を図ります。	障がい福祉課（社会）	障がい者虐待防止・権利擁護事業 ○専門的な見地から障がい者の支援を行えるよう各地区に支援チームを設置し、障がい者虐待及び権利擁護等に関する電話相談や面接相談等に対応している。

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
189 ○ 障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、実地指導において体制の整備状況を確認します。また、市町村担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、虐待の予防、早期発見等についての理解を深めます。	障がい福祉課（サービス、社会）	障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス事業所等の指導監査を計画的に実施。H27実施事業所数 128
190 ○ 強度行動障がい者に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束や行動制限などの虐待を引き起こす可能性があることから、行動障がいに対応できる事業所職員を養成するため、強度行動障がいに特化した研修会を実施します。また、こうした取組や強度行動障がい者を受け入れる事業所を支援することにより、強度行動障がい者の受入事業所等を増やし、養護者の一時休息（レスパイト）にもつなげます。	障がい福祉課（サービス）	障がい者福祉従業者等研修事業 H27受講者数 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修） 38名 強度行動障がい支援者養成研修（実践研修） 14名 強度行動障がい支援者養成研修（専門研修） 21名 また、H28当初予算に「障がい福祉サービス質の向上支援事業」（※）を計上しており、今後、制度を設ける予定。 ※強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者の処遇に係る個別具体的な課題を解決するため実施する支援方法・技術の向上（サービスの質の向上）に係る取り組み（事例検討会、研修会等の開催等）に必要な費用の一部を助成
191 ○ 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。	障がい福祉課（社会）	障がい者虐待防止・権利擁護事業 ○鳥取県社会福祉士会に委託し、公開講座の開催、新聞広告掲載を行っている。
192 ○ 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。	障がい福祉課（社会）	○各地区に障がい者虐待及び権利擁護等に関する電話相談や面接相談等への対応ができる支援チームを設置している。
193 ○ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制を整備します。	障がい福祉課（社会）	○県や市町村の人権相談窓口や法務局、ハローワークなどで職員や人権擁護委員が障がい者差別に関する相談に応じている。
(3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等		
194 ○ 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。	障がい福祉課（社会）	○平成27年度末に、障がい者差別を行わないよう職員が適切に対応できるように鳥取県職員行動規範を策定した。 ○また、平成28年5月には監督責任のある課長級の職員に対し、合理的配慮の提供などについて研修会を実施した。
195 ○ 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を徹底します。	障がい福祉課（社会）	○平成28年4月に施行となった障害者差別解消法の周知を図るため、障がい者に対する合理的配慮について具体的な例をまとめたDVDを制作（平成28年2月）し、市町村やあいサポート企業・事業所などに配布して研修などに積極的に利用してもらうようお願いしている。 ○このDVDの内容は、県のホームページの動画サイトにもアップし、活用していただいている。
9. あいサポート運動の推進等		
(1) あいサポート運動の推進		
196 ○ 鳥取県民に対してあいサポート運動の周知・広報を更に進め、県内のあいサポーターの更なる増加に努めます。	障がい福祉課（社会）	あいサポート運動推進・連携等事業 H27年度末あいサポーター数 292,548人（うち、鳥取県63,207人） ※H28年夏頃には30万人を達成する見込みである。
197 ○ あいサポート運動を全国に広げるため、他の地方自治体への働きかけを強めるとともに、企業と連携するなど必要な取組を推進します。	障がい福祉課（社会）	あいサポート運動推進・連携等事業 H27年度末あいサポート企業・団体認定数 1,010企業・団体（うち、鳥取県311企業・団体） ※H28年4月1日にあいサポート企業・団体数が1,000企業・団体を達成記念と併せて障害者差別解消法のキックオフイベントを開催した。
198 ○ あいサポート運動をより実践的なものとし、公共交通機関、宿泊・観光・商業施設等の従業者が実践的な接客研修を受けられるよう必要な検討を進めます。	障がい福祉課（社会）	○あいサポート運動をさらに発展させていくため、障がいの特性や障がい者本人が困っていること、必要な配慮を障がいの区分ごとに紹介し、合理的配慮や社会的障壁除去への理解促進を図るため、ハンドブック、DVDを作成し、研修で使用した。
(2) 障がい及び障がい者理解の促進		
199 ○ 県民に対して、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障がい者補助犬、ハートフル駐車場等についての周知を図り、その円滑な活用に必要な配慮等についての理解を促進します。	福祉保健課	・県政だよりを活用しハートフル駐車場利用証制度を周知した。（27年8月） ・福祉のまちづくりに対する理解を深めるため、小学生向けの冊子を作成し、配布を行った。（作成部数：8,650部、小学4年生対象）
200 ○ 障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めるための指導を推進します。	特別支援教育課	学校交流等による障がい者スポーツ振興事業により、鳥取盲学校と青翔開智中学校でゴールボールの実施による学校間交流を行った（倉吉養護学校、鳥取聾学校ひまわり分校においても学校間交流を実施）。また、特別支援学校合同文化祭を実施し、中学校や高等学校の生徒も参画し、障がいに対する理解啓発を進めた。
201 ○ 身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。 また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。	障がい福祉課（社会、サービス）	事業所、施設の設置運営基準を規定した県条例で地域との交流に努めることを規定しており、実地指導において指導を実施している。

計画本文の項目	担当課（係）	施策の実施状況（H27年度実績若しくは今後の予定）
202 ○ 障がいのある人とない人との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障がいや障がい者に対する理解を促進します。	障がい福祉課（社会）	○内閣府と共催で、県内から心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターを募集し、優秀な作品は表彰。
203 ○ 児童生徒に、障がいのある人や家族、支援者等との交流やふれあいを通して、共に生きていこうとする態度を育てます。	人権教育課	人権教育・啓発行政担当委会、人権教育主任研究協議会、学校への計画訪問・要請訪問等の機会を通じて周知した。
(3) ボランティア活動等の推進		
204 ○ 地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づくりを進めます。	参画協働課	鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」においてボランティア募集情報を年間掲載件数115件のうち8件紹介した。今後も積極的に障がい者とふれあえるボランティア活動の募集情報を掲載していく。